

千葉県における鋸南町保田漁業協同組合・波左間漁業協同組合の資源管理協定

協定発効日 令和5年3月26日

協定変更日 令和7年5月27日

(目的)

第1条 本協定は、鋸南町保田漁業協同組合・波左間漁業協同組合に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

(本協定の対象となる漁業の種類、水域及び水産資源の種類)

第2条 本協定の対象となる漁業の種類、水域、水産資源の種類は、次の表のとおりとする。

漁業の種類	水域	水産資源の種類
定置漁業	当該漁業が水産資源の採捕を行う水域	まいわし太平洋系群 かたくちいわし太平洋系群 まさば及びごまさば太平洋系群 まあじ くろまぐろ（小型魚） くろまぐろ（大型魚）

(資源管理の目標)

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

まいわし太平洋系群	資源管理基本方針に定める目標
かたくちいわし太平洋系群	資源管理基本方針に定める目標
まさば及びごまさば太平洋系群	資源管理基本方針に定める目標
まあじ	資源管理基本方針に定める目標
くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）	資源管理基本方針に定める目標

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第4条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、次の表に掲げるところにより行うものとする。

漁業の種類	取組内容
定置漁業	① 休漁期間の設定（9月から2月までの間の約2週間） ② 資源管理基本方針及び千葉県資源管理方針に定められたくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の内容を遵守するとともに、漁業法第32条第2項の規定により千葉県知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針に基づく助言、指導又は勧告の内容を実施するものとする。【強度な資源管理】

(取組の履行確認に関する事項)

第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

- 3 第1項の履行確認は、千葉県資源管理協議会において行うこととする。
- 4 第1項の履行確認においては、前条の取組については、次の表に掲げた証拠書類等を基に確認することとする。

漁業の種類	履行確認における証拠書類等
定置漁業	① 水揚げ票、網抜き等の写真 ② 実施報告書・関係資料

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

第6条 全ての参加者は、漁業法に基づき漁獲量等の情報を知事に報告するものとする。

- 2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に千葉県及び千葉県資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

第7条 第4条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時等、有効期間中に2回本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び千葉県資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった年度末から1年以内に検証を行うこととする。
- 3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、千葉県に設置された資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

第8条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について千葉県資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者は本協定の遵守が要件となる国及び千葉県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第9条 各地区の全参加者の代理権を有する者（以下「地区代表者」という。）は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、地区代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

- 2 参加者の氏名又は名称に変更が生じたときは、当該参加者は、地区代表者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、地区代表者に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、地区代表者が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定施行の日から5年間（令和5年5月1日から令和10年4月30日

まで) とする。

(あつせんすべきことを求める場合の手続き)

第 11 条 漁業法第 126 条第 1 項の規定により知事にあつせんすべきことを求める議事は、参加者の 3 分の 2 以上の多数で決する。

(その他)

第 12 条 本協定に定めのない事項については、参加者間協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

変更後の本協定は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。